

震災等緊急雇用対応事業の概要について

東日本大震災等の影響による失業者（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者（以下被災求職者という。）という。）若しくは、平成23年3月11日以降に離職した失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う。

【実施期間】・H23年度～H25年度

※平成24年度途中に開始した事業に限り、事業開始から最大1年間、平成25年度にまたがっての事業実施が可能。

【実施要件】・新規雇用の失業者の人件費割合が委託費の1/2以上

- ・雇用期間は1年以内（更新不可、但し、被災求職者は2回以上の更新可能。また、被災求職者を優先的に雇用すること。）
- ・新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能
- ・県・市町村が実施する新たな事業であること
- ・建設・土木事業でないこと
- ・新規雇用する予定の労働者の募集にあたっては、ハローワークへの求人等募集の公開を図ること 等

【規模等】・基金積立総額 20億円

